

組織部資料 第二輯 一九三二・一一・五

全國農民組合總本部

小作米ノ共同保管ニ就テ

一、何故ヤルカ?

コノ言葉ハ、戦術上、地主、裁判所、未組織等ヘノ對社會的ナ場
 合ニ使フガ、不納同盟ノコトダ。小作料減免ヲ要求シテモ地主ガ伸
 ヲ應ジナイ場合、ヤル手段デ農民運動ノ當面的戦術デアアル。
 争議ガ早ク片付カナイ場合、腰ノ弱イ組合員ガ切崩サレ、解決ガ
 困難デ、内納メスルト争議ガ永引ク場合ヤルノデ、労働者ノストラ
 イキ同様敵ヲ打ツ力ノ最モ強イヤリ方デアアル。昔ハ共同シテ土地返
 還ヤ不耕作ヲヤツタガ、コレハ地主ヲ打ツ前ニ、先ニ貧弱ナ小作人
 自身ヲ苦シメルカラ駄目デ、一番良イ方法ハ「兵糧攻メ」「經濟封
 鎖」ダ。昔モ、今モ、戦争ニハ用ヒラレル戦術デ、味方ヲ有利ニシ
 テオイテ敵ヲ潰マヌ手段デアアル。

二、共同保管ノ仕方

共同保管セヨ、個人々々ニ持タシテオクト、内納メ者ガ出ル。
 コナ奴ハ喰ツテ了フ(コレハ悪クハナイガ)、農ガツイタリシテ
 値ガ下ル。農業倉庫ヘ入レルト倉敷料ヲトラレル、米ガ組合員ノ内
 ノアルト度々地主ガ請求ニ來テ、オドシタリナダメタリヌルカラ女
 房、年寄ガ動搖スル。即チ結束ヘ素レ、敵ヲ打ツ力ガ弱クナル。
 ブルヂヨアの公平面シタガル者ヘ要求額ダケ差控ヘテ後ヲ内納メ
 シナイト卑怯ダ。ト云フ。内納メスルト地主ハソレヲ金ニシテ裁判
 費用ニシ、暴力圖ヲ履フ。而モ、内納メシタラ後ノ三割ガ四割カノ
 要求額ダケヲ請求シ、差押ヘタラ良イカラ全額不納ヨリモ費用(兼
 判、差押ヘノ印紙代等)ハ少クテ済ムレ、ソノ費用ハ小作人ガ内納
 メシテ呉レテキルカラ地主ハ業々ニ争議ガ出來ル譯ダ。ソレ等ヲ卑
 怯呼バハリヌル奴ハ地主ノ強シ者ダ。
 又、裁判ニナツタリ、差押サレル場合、少シチモ入レテオクト備